

日バス協業第314号  
令和元年10月18日

各バス協会会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会 長 三 澤 憲 一

障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
「障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について」国土交通省自動  
局長より別紙通達がありました。

精神障害者割引の実施状況等の周知、精神障害者についても身体障害者等を対象と  
して実施している各種運賃割引等の適用の対象とすること及び盲ろう者が通訳・介助員2  
名を伴って公共交通機関を利用する場合において、通訳・介助員2名について運賃割引  
制度の適用対象とすることについても、改めてご検討頂きますよう貴協会傘下会員に対し  
周知をお願い致します。

※ なお、同様の通達が平成30年11月22日(国自総第333号、国自旅第190号)に発  
出され、日本バス協会においても平成30年11月30日(日バス協業第353号)にて、周  
知しております。今回の通達では、【参考3】「第198回通常国会において採択された  
「精神障害者の交通運賃に関する請願」について」が追加されております。

担当:業務部 松浦  
TEL 03-3216-4014  
FAX 03-3216-4016